福島県日本型直接支払交付金第三者委員会 第1回委員会議事録(概要版)

- 1 日 時 平成30年6月22日(金) 9:30~11:40
- 2 場 所 福島県福島市 杉妻会館 百合の間A
- 3 出席委員 荒井委員長、河嶋副委員長、大野委員、田崎委員、古川委員、 松本委員、吉田委員 (委員長、副委員長以下五十音順)

4 議 事

(1) 日本型直接支払交付金の概要等について

事務局より日本型直接支払交付金の概要等について、資料1をもとに説明した。

質疑:

Q:加算措置に該当する小規模集落、高齢化集落の定義はなにか。

A:多面的機能支払の小規模集落は、総農家戸数が10戸以下で、過去に同交付金に 取り組んでいないところ。

中山間地域等直接支払では、総農家戸数 19 戸以下かつ高齢化率が 50%以上の集 落が該当する。

(2) 福島県日本型直接支払交付金第三者委員会について

事務局より福島県日本型直接支払交付金第三者委員会について、資料2をもとに説明した。

質疑: 特になし

(3) 日本型直接支払交付金の実施状況と推進方針について

事務局より日本型直接支払交付金の実施状況と推進方針について、資料3から6により説明した。

質疑:

Q:中山間地域等直接支払において、第3期対策の協定数が1,266組織に対し、平成29年度は1,171組織と減っているが、理由は合併か、取り止めているのか。

A:第3期対策から第4期対策への移行に際し、活動をさらに5年間継続ができない との理由で取り止めた協定が多くあったため、減っている。

Q:環境保全型農業直接支払において、いわき管内の取組面積が少ないが理由は何か。

A:いわき市では、有機農業の6haのみの実施である。また、いわき管内は1市のため見かけ上少ない。他の管内は、複数市町村の集計となる。

Q:環境保全型農業直接支払の評価において、温暖化防止効果で5,000 t カーボンと 小さいが、効果が小さいのか又は実行している規模が小さいのか。

A:自動車の年間CO2排出量は2.3t/台で、年間2000台以上分を削減している計算になる。5000tの防止効果が高いか低いかを判断するのは難しい。

Q:事務の外部委託とはどのような事務を委託するのか。

A:補助金を受けるためには、行政に対し申請書や実績報告、経理書類等を作成しなくてはならないが、事務を普段行わない人にとっては負担となっている。これらの作業を得意な人に任せるということ。

(4) 福島県日本型直接支払交付金第三者委員会開催計画について

事務局より福島県日本型直接支払交付金第三者委員会開催計画について、説明した。 質疑:

Q:現地調査は、組織広域化や事務の外部委託の先進事例の視察ということか。

A:先進事例又はそれに向けて取り組んでいるところを視察し、課題を聞取り、改善策などを提案していただければと考えている。